

昭和 56 年度

文化財調査報告書

第 12 集

前橋市教育委員会

目

次

はじめに

教育長 金井博之

一、龍藏寺町加々美家文書調査報告

1 医師加々美養仙とその家系 1

2 加々美家文書 2

3 加々美家文書・文書日録 2

二、妙安寺総合調査報告(五)

1 秋元氏墓地 7

2 秋元氏歴代の墓 21

3 今井神社古墳 21

4 昭和五十五年度廻橋市指定文化財 29

5 富田遺跡群 29

6 檜木遺跡群 29

7 金冠塚古墳 31

8 山王庵寺第七次調査 30

9 文化財調査関係写真 30

10 龍藏寺町加々美家調査 29

11 昭和五十五年度廻橋市指定文化財 29

12 昭和五十六年度廻橋市指定文化財発掘調査概報 29

13 西大室遺跡群 29

14 四大室遺跡群 31

15 二本松遺跡群 30

16 鶴谷遺跡群 29

17 檜木遺跡群 29

18 金冠塚古墳 29

19 文化財調査関係写真 29

20 龍藏寺町加々美家調査 29

21 昭和五十五年度廻橋市指定文化財 29

22 昭和五十六年度廻橋市指定文化財発掘調査概報 29

は
じ
め
に

昭和五十六年度も文化財保護行政の大半の力を、埋蔵文化財の発掘調査に注いで参りました。土地改良、運動場の造成、工事團地造成等、土地開発事業に伴う調査が大半であり、土地改良では富田地区、運動場では鶴谷地区が、今年度をもって調査を終了いたしました。変動著しい現代社会のすう勢と文化財保護というむずかしい問題を内蔵する調査ではありましたが、それなりの成果をあげ、その中でも特に検査では、奈良三彩小壺の出土を見、画電点灯の思いをいたしました。一方、文化財保護の本来の意味を持つものとして、金冠塚古墳の整備保存のための調査と、山王庵寺の調査が行なわれ、後者は、塔跡、金冠跡の様相を明らかにした今回七次の調査を持ちまして終了の運びとなりました。以上年度内に予定の調査が完了いたしましたのも、関係の方々の御協力のたまものと感謝いたします。

なお、これらの成果のてなものにつきましては、本年度新しい中央公民館ができまして、そこに展示室を設置し、市民の皆様に見ていただけるようにならいました。また、旧蚕糸試験場の解体、移築、外装工事が完了いたしまして、県指定の重要文化財となり、蚕糸記念館として出発することになりました。共に学校教育、社会教育の学習の場となるよう展示を工夫いたしましたので、皆様におおいに活用していただきたいと思います。

そんな中で、本年度も文化財調査委員の方をわざわざ、例年のとおり文化財調査を実施いたしました。また、当教育委員会で所有しております資料を有効に活用していただすべく、スライドの編集も手がけて參りました。国指定史跡については、石製の説明板を設置いたしました。

この調査報告書には、昭和五十六年度の文化財保護行政事業及び昭和五十五年度前橋市指定史跡等の概要を上梓いたしました。小冊子ではありますが、資料的にも活用していただければ幸いです。

昭和五十七年三月二十五日

前橋市教育委員会

教育長 金 博 之

例 言

- 1 本報古書は、龍藏寺町加々美家文書調査、妙安寺総合調査、昭和五十五年度前橋市指定文化財昭和五十六年度埋蔵文化財発掘調査についての報告である。
- 2 龍藏寺町加々美家文書については、昭和五十六年度事業の一つとして、前橋市文化財調査委員である山田武歷氏、中沢右吉氏、丸山知良氏、松島栄治氏、梅沢重昭氏に調査していただいたものである。なお医師加々美氏とその家系については、丸山知良氏に執筆していただいた。
- 3 妙安寺総合調査は、昭和五十二年度に前橋市文化財調査報古書（第8集）から引き続き掲載しているものである。
- 4 埋蔵文化財発掘調査については、昭和五十六年度に前橋市教育委員会で実施した八遺跡について、その概略を記したものである。
- 5 古文書は、原則として、旧漢字は、新漢字に直した。また平出は二字あけ、欠字は一字あけとし、読みやすくするため読点をつけた。

一、龍藏寺町加々美家文書調査報告

加々美家は、江戸時代から、南勢多郡龍藏寺村で、代々医師として地域の信頼を集めてきた。その間、医学研究等のための書籍類一百五十点、患者や地域の人の私信、証文類が一百四十点。その他、医療器具、袖物等が残されたが、この度、現在、前橋市龍藏寺町の当主、加々美清氏の御協力を得て、前橋市では、文化財調査委員による調査を、左記のとおり実施した。

調査期日 昭和五十六年十一月十六・十七日
調査の対象 加々美家文書等
調査者 前橋市文化財調査委員
中 沢 右 吾
丸 山 知 良
松 島 栄 治
梅 泽 重 昭

調査の方法 加々美家の書籍、文書すべてに整理番号をつけ、カードを探り、目録を作り、文書の一部について写真撮影を行い記録化を行った。その他医療器具は写真撮影を、軸物は写真撮影とカードに内容記録を行った。

1 医師加々美養仙とその家系

(丸山知良稿)

加々美養仙は、南勢多郡龍藏寺村の人で、代々医師として地域の信頼を集めってきた。現在の前橋市龍藏寺町で、子孫の加々美清氏が居られる。

江戸時代からの医師である。系図がないので明確なところは、わからぬが、元禄年間から始まり、一百四十余年間医業を継いできた家である。

寛延二年三月に前橋藩主が西井家から松平家に交替した。その際に加々美家から前橋藩役所への届書の下書き。

右は親養仙義雅樂方万二相勅 五十年以前浪人 龍藏寺致仕居候 寛延二年三月一日

とある。寛延二年（一七四九）に龍藏寺村で医師をしていた養仙は二代目で、父の養仙がそれより五十年前から龍藏寺村に帰農して医業を始めたというのである。最初「齊馬の医史」（丸山清康著群馬縣医師会刊、昭和三十三年）に発表され 加々美家の歴史の長いのを知った。

加々美家では医師七代と伝えて、養仙を養名したという。

明治二十二年一月刊の『上毛医籍集』に、南勢多郡のところに

從米開業 内 龍藏寺村 加賀美養仙

とあり、隣に同村の沢川果庵が記されている。沢川家も近い親戚で医師であった。この養仙が養名の最後の人で、天保十三年（一八四二年）生、明治四十四年（一九一一年）没、七十歳であった。

龍藏寺の加々美家の歴史に建てられている石碑は、文久三年（一八六三）に七十三歳で没した養仙の徳を讃めた筆子達百二十一名の通名による「筆塚」である。

「聖人之教主精而義裁之礼所謂敬唯埋馬是情燃後人埋筆撫鵠亦情所由然也其合於道可知矣夫死而子不能就其手澤之書者亦以情不堪也然則弟子於師之退筆安忍委諸瀆乎情除絶碑子昌加々美氏上毛州龍藏寺村人家世業医而弟善書傳教鄉人弟子年多声施四方然而其性抱遜不嘗求譽壽七十三以文久三年六月五日病卒乃所遺筆筆凡若干枝弟子等不忍委弃欲埋之樹石然或以非師慈無某質之於予予曰何害矣事出乎情義之厚豈違於道哉遂記而贈之此家所以成也」

（拠 前橋村誌）

建碑の年号はないが、文久三年六月五日に没したことが碑文にあるの

で、その時期をあまり過ぎない時に建てられたと考えられる。なお七十
三歳あるので生年は寛政三年（七九一）に当たる。明治時代の養仙の
祖父であろう。

明治四十三年二月に刊行された『日本森林要覧』によれば

加々美太郎〔〇〇十七年五月〕群馬平氏・安政四年生 木瀬村女

屋五七

加々美・養仙〔〇〇十七年五月〕群馬平氏・南橋村龍藏村二九
とある。養仙は從来岡東で明治十七年は、医師登録の年号であろう。こ
の年に従来県庁で医師開業許可証を出していたものを、内務省衛生局で
医籍を編制して、内務省から免状を授与することになったのである。

その長男である加々美太郎は『群馬の医史』の群馬県医学校の項に
同校生徒として鏡大助と記されているのと同一人と思われる。加々美姓
を自分で加賀美・鏡という文字を当てて書いている場合があり、自由に
使っていたらしい。

太郎は安政四年五月十五日に養仙、カツの長男に生まれ、群馬県立
医学校を卒業し、父養仙の医業を手伝い、医師となつた。医籍は第九五
号。明治十九年から勢多郡木瀬村大字寺屋に転出、洗心堂医院と称し
て開業。昭和九年一月二十三日に没するまでに及んだ。

加々美光太郎は太郎・カタの長男として明治十九年（一八八六）一
月二十七日に生まれた。大正二年に東北大学医学専門学校を卒業し、祖
父養仙が明治四十四年八月に没した後をうけて龍藏寺村で開業した。村
医として、新しい医学を学んだ医師として活躍、鶴川小学校や細井小学校
の校医も勤めた。昭和四十五年に八十五歳で没したが、晩年は医業を
休み、専ら趣味としての動物飼育や農業、園芸に精を出した。
天保十五年（一八四四年）の加々美家家族書上によれば、



以上の系図がたどれる。

2 加々美家文書

(1) 橋屋惣八諸取

十月十八日

覺

一 七匁五分也

網若反
相傳すじ

同 一百五十文

毛反
あを

同 三百九拾七文

百廿五匁

三わり
百廿五匁

同 九拾七文

毛反
あを

十一月九日

四百九十九文

百六十匁

三匁

同十九日

一百五十文

糸五十匁

一 松五分尺板 覚

内 金壺分預り 武拾四札

右之通り儘^ミ受取申候以上

丑七月八日

勝保家

久兵衛

勝保家

青柳村
佐内様

詔 天保元年（一八三〇年）佐内宛の請取があるので文政十二

年（一八二九年）か天保十二年（一八四一年）であろう。

（3）奥平 米・麦・預り証文

一 米壺俵 覚

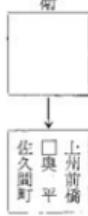
一 小麦五俵 四壺入

内 十八貫二 三俵

十七貫式 老俵

右之通り儘受取預り置申候以上

奥平庄兵衛



四月二十三日
義加見様

（4）烟壳渡し証文

志ち物一倍充渡し中下烟下々烟之事

一 龍藏寺村分下烟三畝拾四歩下々烟二畝武拾步二口 合面六四歩之所、
金子合三兩三分充渡。申所実正也、此煙一付、何方より茂樹有之ハシ、
地主加判之者、急度時明可申れ、紙御用替御德政何様之儀御座ニ共少茂
連乱申間敷ハ為後日仍^レ如件

青柳村地主 次郎左衛門參

同所口入 次右衛門參

正徳元年六月七日

龍藏寺村名主 武兵衛

義仙殿

（5）奉公人請状

奉公人請状之事

一下小出村長五郎申候五郎申著西二月より來^ル、三月迄御奉公罷出外
為御給金拾五両也可^レ被下御足御座候 唯今為御所替金八両也申請、残

金者此者入用申前追々御渡し可^レ被下候
一 御上様御法度御家之御作法何^モ茂相背申間歸^ハ取逃欠落仕^ハ、
其所急度差上可申候 但し長頸瓢相果^ハ、御日割免度御勘定可仕^ハ

為後日人諸状依^ハ如件

下小山村

人主 長五郎^サ

明治六西一月

説人

卷之三

加美善仙様

(6)

謹啓 故日米 小兒風邪ニ罹、居小處、昨夜より急ニ萎状相見ヘ、若しも
実布の里並、要征せし歟とヒ存候ニ付、即時來診ヒ下度、此段以使奉
懇願俟頃首

十月廿六日 星野長平宅内
原之助弟辰太郎拜

加々美養仙様

(7)

卷中一札之事

家主婆人 加々美養仙
父 南嶺
祖 母
義仙 女房
同人子女
同人女子
年四つ
年七十五
年五拾三
年三拾七
年七拾三
年老

御都代

(8) 配角録 明治四十二年分(抄)

八月九日

八廿一

夜〇	中シャ	四〇	苦味
重音	トニー		
印(加々美)			
一 日 分	二 日 分	三 日 分	四 日 分
八・二六〇	八・二四	八・二三	八・二〇

一松造
同人第
女房
年式拾五
年式拾四
メ八人 男三人
女五人 加々美養仙

一金 武円九拾武銭

明治四十老年九月廿三日 一金五円也 薬代相済

八・武三

死體檢案書

川原鶴新田

印(加々美)

八月二件

アフセス針(△△)
膏薬壺貝

石井
桃沢又治郎

小兒

一金五拾銭

印(加々美)

八・武八
アヘン〇一
甘汞〇六
元口
一日分

膏薬式貝
加多流
重曹四、苦味四、
甘硝 八、
硝着 武瓦
アラビアゴム式〇一
一日分

四十武年七月十日 一金老圓五拾銭

印(加々美) 相濟

(9) 書状

櫻花萬開之候尊君益々御通常之由欣喜不勝奉存候
御セハ様相成難有奉謝候又今同上州自由苦業部創立ニテ御報導被下
得ニ不孝ニシテ兩氣出處兼仕候間あしからず御聞済之程奉願上候參拝眉
之節萬々申上可候 甲々

傳 僧周休書簡

住戒嚴辱書及住禱周莫當時不諒答去冬托藍擇生而寄拙著一本定遠方
右後復不得回音不知有罪乎聚見嫌邪顧足下以周為世之所謂亮書貧利
之使乎抑特為指所淺陋不足以觀者邪不然高明敦厚豐信平紙寸墨乎有始無
終者周不肖所愧也以故不避忌謹謹修尺一敢以請罪周休頓首

繼君子昌足下

八・十三

指洗蘇

下細井 煙氣山

一金老圓武拾錢

金子佐平

九・十三

薬代

相濟

印(加々美)

註 竹溪周休は、幕末に於ける上毛の漢詩人。安政四年(一七四四)に横野村大
字持相木に生まれ、嘉永七年(一八五〇)二月四日、八十歳で北群馬郡愛秋村
中村(今の渋川市)の延命寺で没。五十才前後、白選の詩を廣く行い、同好の人々

二三九

竹溪小稿（初編一卷・文政十三年発行、後編三卷・天保八年発行） 小飴集上

このいずれかの書物を加々美養仙（前掲系図中の由領と考えられる。）に寄せた後の一書簡であろう。

3 加々美家藏書・文書・目録

著者名	備考	題	卷	總卷數
八尾文長	丹州相原	医学人門(卷一)・四・五・六・七・八	1 II	文部省 文書局
花翁領德老人	廣雅大民編集	医法明鑑(卷一・二・三・四)	1 II	總
興雲林先生編輯	江南桂洲館	病名藥解(卷三・六)	1 II	
葉詠深梓	葉詠深梓	寒病指南(上・下卷)	1 II	
慶安「口主裁仲夏	三条通義屋町	病名藥解(卷三・六)	1 II	
林其右二門改刊行	林其右二門改刊行	格致余論(卷一・三)	1 II	
牛頓先生著	牛頓先生著	痘科鏡(卷上)	1 II	
明虞山人	仲景企画	傷寒類症	1 II	
崇川陳寅功誠仁父	新刊外科正宗(卷一・二)	新刊外科正宗(卷一・二)	1 II	
葛者				

22	21	20	91	18	17	16	15	14	13	12	11
56	55	54	52 53	51 50		48 49	43 42	40 39	39 38		理社式藥物学 (卷の三)
十四經全 三・四・五終)		素問又文獻原解式 全		醫方考 (卷の一・五) 脉譜日錄		牛山方考 (上中下) 牛山活套 (中下)		物理防治 (上中下)	生理衛生式 全		文部省
		十四經發揮 (卷一・二・ 三・四・五終)		原病学通論 (一・三卷)		孟月牛山先生著 被髮頭戴葛布		香月 善哉著 新色 興龍著	方外友興中義祥 (D)	天明二年三月十三日	明治七年
玄仙醫書		高野山就安齋玄齋 門人谷村留安斎		オランダ教師 通蘭實驗斯諾述		春秋單人 汪清道著 泰黃子 白雲譜		金匱同濟掌中律 酒華真 鶴皋著	友人 江秋梓 (五)		人体圖
延寶三年七月		河間劉光東 守護機 方治二年九月 古野屋柳兵工板		村治重厚 熊合直溫 安藤正風		明治七年甲戌三月 三友舎藏版					

34 33	32	31	30 29 28	27	26	25 24 23
70 69	68	67	64 63 62	61	60	59 58 57
新刊十四種絶版 新刊十四種絶版	格致余論(全) 奇効医述活心法	類延年全九集(卷の七)	類延年全九集(卷の七)	福建接続司理部発行	福建接続司理部発行	新刊十四種絶版
日記中梗方(下巻) 霍乱毒性能毒病考大成	畫列伊氏解剖圖書院 醫方問難病余論 集註傷寒論(卷之二) 續編傷寒論(卷之三) 霍亂毒病考大成 (卷一・二・三各巻) 醫療手引草(中編下)	明治五壬申年 文部省教授 松村矩明錄(著者) 勝謙齊馬吳著 參河	明治五壬申年 出版明治九・十二 大阪 松村九兵衛 筆草本	明治五壬申年刻成 啓蒙義典藏版 出版明治九・十二 大阪 松村九兵衛 筆草本	文化八年六月十二日 明治五壬申年刻成 啓蒙義典藏版 出版明治九・十二 大阪 松村九兵衛 筆草本	寛永壬申夏 中野市右三門新刻 筆草本 文化八年六月十二日 明治五壬申年刻成 啓蒙義典藏版 出版明治九・十二 大阪 松村九兵衛 筆草本
水部平兵衛刊梓 寛文六年五月上巻	勝謙齊馬吳著 眞和八年孟夏 貞享丙寅七月十七日 草洛書林 田中庄兵五 中村操兵五	勝謙齊馬吳著 眞和八年孟夏 貞享丙寅七月十七日 草洛書林 田中庄兵五 中村操兵五	勝謙齊馬吳著 眞和八年孟夏 貞享丙寅七月十七日 草洛書林 田中庄兵五 中村操兵五	勝謙齊馬吳著 眞和八年孟夏 貞享丙寅七月十七日 草洛書林 田中庄兵五 中村操兵五	勝謙齊馬吳著 眞和八年孟夏 貞享丙寅七月十七日 草洛書林 田中庄兵五 中村操兵五	寛永壬申夏 中野市右三門新刻 筆草本 文化八年六月十二日 明治五壬申年刻成 啓蒙義典藏版 出版明治九・十二 大阪 松村九兵衛 筆草本

42	41 40	39	38 37	36 35	(卷之四・五・六・七)
79	77 76	74	73 72	71 / 2	71 / 1
(附 諸家秘要方)	Geburtsstille 引補采方要矩 大全 Grundriss Zum Studiumder	利多樂論 正能乙木歌 傷寒雜病編集 痘瘡活心法(上・下)	諸家秘要方(筆草本) 痘瘡活心法	改正處人良方	直後論 増 改正處人良方
書堂 文台屋治郎兵衛 和泉屋八左エ門	清江久吾齋尚恵著 日 稲原藤兵五外 寛文六年丙午林羅吉	清江久吾齋尚恵著 日 稲原藤兵五外 寛文六年丙午林羅吉	江戸書肆千錦房版 寛永二年夏補刻 江戸書肆千錦房版 寛永九年九月再版 江戸書肆千錦房版 寛永九年九月再版 江戸書肆千錦房版 寛永九年九月再版	元禄六年秋西園作 元禄六年秋西園作 元禄六年秋西園作 元禄六年秋西園作 元禄六年秋西園作 元禄六年秋西園作 元禄六年秋西園作	直後論 增 直後論 增 直後論 增 直後論 增 直後論 增 直後論 增 直後論 增
貞享四年七月 江戸日本橋万町 松葉商店 和泉屋八左エ門	甲冑休伯芝清總注 甲冑休伯芝清總注 秀水石山沈謹城 藤立齋校注 藤立齋校注 藤立齋校注 藤立齋校注	甲冑休伯芝清總注 甲冑休伯芝清總注 秀水石山沈謹城 藤立齋校注 藤立齋校注 藤立齋校注 藤立齋校注	甲冑休伯芝清總注 甲冑休伯芝清總注 秀水石山沈謹城 藤立齋校注 藤立齋校注 藤立齋校注 藤立齋校注	甲冑休伯芝清總注 甲冑休伯芝清總注 秀水石山沈謹城 藤立齋校注 藤立齋校注 藤立齋校注 藤立齋校注	甲冑休伯芝清總注 甲冑休伯芝清總注 秀水石山沈謹城 藤立齋校注 藤立齋校注 藤立齋校注 藤立齋校注

合編医史学叢書(二巻・五巻)

貞享三年丙寅年二月吉

江戸日本橋育物町
伏見屋兵左衛門版行
嘉慶、卯春日

新刊外科正宗

80

81

東海白正紫齋亭

紫齋道人支光元堅聞

藤川藤次功

毎刻仁交纂著

盛澤

大医院校註婦人良方

(卷之九・十六合卷)

重訂古今方略

萬葉井附錄乾

建珠錄(写本)

萬葉武鉄齋撰

萬葉

萬葉

萬葉癸未之春

寛政五年九月字

嘉永七年十二月

下津寿星遺述

文化八年孟春廿八日

(筆写)

明治九年九月

吉澤南隣先生に授

英國魯斯高氏撰

小山鶴三記

浅川範意著

北里柴三郎圖

東京西江樓書店

治

28年から42年まで

55 54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43

88 65 89 66 90 87

臨床医学各論上

配剤帳

九番ほか
医師加々美氏の明

69 68 67 66 65	64 63 62 61	60 59 58 57	56
119 117 118 116 114 113	109 111 108 106 103 104	102 93 92 96 97	75 91
恒遠教授「法医学」ノート 玉造教授「薬物学」ノート 佐藤教授外科学ノート 耳鼻咽喉科ノート 石川教授「生理学」ノート	新潟外科臨牀前後編 各論 新潟關東の衛生(第89号) 便覧書抜(薬品観)	臨床医学研究 新業論 市田賢治著作権者 医学業績研究会編 新井波店から加々美 家へ業を売った記録 薬品、家庭薬、和菓子 業などの製法につい てのメモノート。 下平用彩著 明治45年3月1日 (前) 明治41年5月8日 明治41年11月(後) 明治44年6月(各)	起録 5号 昭2・8・15 6号 昭2・9・15 7号 昭2・10・15 8号 昭2・11・15 7月18日まで 表紙なく書名不明 明治25年1月~/30年 7月18日まで 明治45年3月1日 (前) 明治41年5月8日 明治41年11月(後) 明治44年6月(各)
明治42年12月	止臍堂書店	明治42年12月	(途中欠落あり)の

解剖学・内臓学ノート	玉造教授「診断学」	東北医学会々報62号63号	東京医事新報7号	第三回文部医会議要
明治44年11月30日	明治45年2月29日	明治10年8月25日	明治10年8月25日	明治10年8月25日
62	63	(63)	(63)	(63)
東群馬・南勢多支部	東群馬・南勢多支部	東群馬・南勢多支部	東群馬・南勢多支部	東群馬・南勢多支部
医会第三回議要	医会第三回議要	医会第三回議要	医会第三回議要	医会第三回議要

50	49.	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36
		228			224				217		212		211	210 209
232	231	245	230	233	226	225	223	222	221	214		211	210	209
手本 手本官位づくし	手本 手本	物理筆記 (第6卷第13號)	富士登山案内 昇人界界十一月	小豆百人一首	文藝俱樂部(第13卷第七号) 運氣之運定	卷一・五	小学校理科教科書 卷一・二	立光(細井小学校説) 第10号・第13号	明治16年5月24日 文政七歲八月 明治44年分より改訂 収入及び諸費附込概算 明治45年1月5日 明治33年12月発行 金澤宝善精株式会社 明治33年12月 明治43年10月5日 明治45年1月5日 明治33年12月 明治44年11月1日 明治41年7月28日 明治39年1月1日 明治44年11月1日 明治41年7月28日 高橋社発行 東京 盛文館版	明治16年5月24日 文政七歲八月 明治44年分より改訂 収入及び諸費附込概算 明治45年1月5日 明治33年12月発行 金澤宝善精株式会社 明治33年12月 明治43年10月5日 明治45年1月5日 明治33年12月 明治44年11月1日 明治41年7月28日 明治39年1月1日 明治44年11月1日 明治41年7月28日 高橋社発行 東京 盛文館版				

、 烟質直証文類						年 次	備 考
文書番号	年 月	題	年 月	題	年 月	年 月	年 月
1035 1123 1019 1031 1010 1014	烟質直証文	煙質直証文	元禄八年十月	正徳二年一月	宝永五年一月	享保十四年二月	龍通寺村六郎兵衛宛
烟質直証文	烟質直証文	烟質直証文	九年十一月	八年二月	一月	正徳二年一月	義仙宛
烟質直証文	烟質直証文	烟質直証文	八	八	一	一	
年 次	備 考						

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	11	10	9	8	7	6		
1025	1064	1023	1041	1132	1018	1043	—	—	1045	1020	1026	1002	1007	1124	1012	1028	1030	1192	1001	1008
1128	—2	—1	—1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
烟壳渡証文	烟壳渡証文	烟壳渡証文	烟壳渡証文	烟壳渡証文	烟壳渡証文	烟壳渡証文	烟壳渡証文	烟壳渡証文	烟壳渡証文	烟壳渡証文	烟壳渡証文	烟壳渡証文	烟壳渡証文	烟壳渡証文	烟壳渡証文	烟壳渡証文	烟壳渡証文	烟壳渡証文		
元年	季和元年	季和元年	十年	九年	八年	正月	天明八年	八年十二月	八年	七年	五年十一月	安永五年	九月	明和四年	元年	六年二月	元年	四年九月		
九月	八月	八月	八月	八月	八月	九月	二月	一月	三月	七月	三月	十一月	九月	四年	三年	三年	三年	四年		
左内宛	渋川某墨宛	加賀美左内宛	養仙宛																	

6	5	4	3	2	1
1132	1212	1018	1043	—2	1042 1011
無尽金預証文	預り申無尽金之事	額子預金証文	無尽預金証文	借金金証文	
十年十一月	十年十一月	九年八月	九年九月	寛政三年三月	
左内宛	養仙宛				

36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26		
1016	1036	1017	—2	1125	1040	1034	1027	1004	1032	—1	1131	1133
烟壳渡証文												
八年	六年	六年	四年	三年	二年	文化元年	元年	八年	三年	三年	八年	八年
八月												
左内宛	養仙宛											

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7
1013	1005	1037	1024	1210	1034	1132 -2	1133 -1	1006	1022	1197	1015-1 1015-2	1044	1041	1127	1129
賴母子預金証文	無尽預金証文	賴母子預金証文	無尽預金証文	賴母子預金証文	無尽預金証文	賴母子預金証文	無尽預金証文	賴母子預金証文	無尽預金証文	賴母子預金証文	無尽預金証文	賴母子預金証文	無尽預金証文	賴母子預金証文	無尽預金証文
文化三年八月	文化二年八月	文化元年八月	文化元年八月	文化元年八月	文化元年八月	文化元年八月	文化元年八月	文化元年八月	文化元年八月	文化元年八月	文化元年八月	文化元年八月	文化元年八月	文化元年八月	文化元年八月
加賀見朝庵宛	寄合	差出人	上小出村	差出人	上小出村	差出人	上小出村	差出人	上小出村	差出人	上小出村	差出人	上小出村	差出人	左内宛

35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23			
1003	1168	1208	1005	1047	1029 1038	1016 -1	1046	1033 1066	1017-1	1126	1130	1039	1209		
預り申す金子の事	借金証文	タノセシ預金証文	預借金証文											預り申無尽金之事	
天保五年七月		天保四年七月		九年八月	八年八月	八年八月	七年八月	六年八月	五年八月	四年八月	三年八月	二年八月	一年八月	文化三年八月	
淨土院宛	借主 義仙	宛先 即善院	借主 加賀義信他	加賀義朝庵宛										差出人 上小出村	十藏他

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
1109	1106	1102	1100	1222	1083 -1 -2	1175	1190 1230	1054 1068	1050	1048	1118	1119	1110	1103
河内屋藤吉	河内尾	河内屋重石	前橋駒町	前橋駒町	前橋駒屋惣八 貰(請取狀)	上州前橋桑町橋屋惣八 柄屋惣八(請取)	呉服もの領收書	前橋柄屋惣八 前橋柄屋惣八(請取)						
吳服請取	羽織縫付請取	河内屋重七	木家	前橋駒町	河内屋重石右衛門 河内屋重七(請取)	明治十九年十二月	巳十二月 加賀美養仙宛	加賀見養仙宛	ぬい糸	養仙宛	養仙宛	養仙宛	養仙宛	養仙宛

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16		
1121	1198	1156	1137	1107	1166	1161	1060	1116	1113	1228	1223	1057	1049	1242	1138	1136		
近江屋長太郎請取 大津屋領取書	前橋大津屋請取 前橋大津屋業請取	覚 十一屋請取 十一屋久之助請取	十一屋葛石工門請取 十一屋藤左二門請取	十一屋重兵衛請取	河内屋重左衛門 (呂服屋)	河内屋重衛門 (呂服屋)	河内屋重左衛門 (呂服屋)	河内屋重右二門請取書 河内屋請取 河内屋請取証 河内屋重右二門請取書										
西極月																		
義仙丸										佐内宛	加賀見賣仙宛							
										佐内宛	加賀見賣仙宛							
										佐内宛	加賀見賣仙宛							

48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33
1111	1108	1105	1051	1104	1101	1061	1062	1189	1178	1135	1219	1069	1234	1058	1243
こん屋請取	達屋与重郎請取	請取証	○萬白木屋請取	白木屋太助請取	さの屋清兵衛	谷田屋請取	綾糸など請取	前橋青梅屋長太郎	高崎山町ほていや領取書	米の・岩藏請取	金子・老西式分式受取	近江屋袋翠白砂糖他請取	近江屋	くす助他請取	細沢町 近江屋儀兵衛領取書
九月印	明治	養仙宛													かがみ宛

63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	
1215	1215	1211	1203	1193	1187	1170	1153	1152	1151	1150	1146	1180	1117	1114	
細川屋	眞原屋益定販取	前橋堅町	田村屋請取(魚屋)	清水屋時每次郎請取狀	前橋山田屋下駄他領取書	伊勢屋本町	卯左衛門	秋田屋文藏請取	本町八百屋請取見	現金尾清兵衛代請取	前橋	東京和泉屋請取見	ふとん他小松屋請取書	小松屋久七	横川吉兵工請取
六月十四日	加賀美兼仙受取	十二月二十日	加賀見宛	加々み宛	佐内宛	大みそ日	佐内宛	卯八月	佐内宛	天保元年十一月	天保元年十一月	大みそ日	佐内宛	佐内宛	義大助宛

7	6	5	4	3	2	1
1143	1144	1162	1122	1067	1141	1148
鑑賞仙外薬出品等級賞通達	通達	第4回勧業博覧会出品方	伝染病申告方異通達	ジフテリヤ取扱通達	件通達	取得税通達
明治28年	明治28年5月	明治27年11月	明治26年	明治26年	明治26年	

68	67	66	65	64
1234	1236		1224	1220
報告書領収書(4枚)	さがみやち山領収書	覚(未發用受取)	前橋佐久間町東平	覺領収書
			土屋庄衛門	勝保沢久兵衛
		三月八日		
			佐内宛	佐内宛
			加賀見宛	

8	7	6	5	4	3	2
1191	1142	1139	1081	1076	1072	1056
診療依頼状	往診依頼状	百軒町患者往診依頼	ほうそら往診依頼	かぜの往診依頼	免点見舞願い状	往診依頼
明治15年8月						
益出人 井藤	益出人 星野辰太郎	加賀美園子宛	加賀美園領宛	益出人 □	益出人 加賀美園仙宛	益出人 女屋唐民
加賀美園仙宛	加賀美園仙宛	加賀美園仙宛	加賀美園仙宛	加賀美園仙宛	加賀美園仙宛	加賀美園仙宛
加々見宛						

4	3	2	1
1158	1238	1157	1239
地方税領収書	南勢多郡南橋村	税領収書(28枚)	税領収書・その他(3枚)
明治23年7月26年	明治23年7月24年	明治22年7月24年	明治13年5月~6月

五、税領収書類

7	6	5	4	3	2	1
1089	1088	1087	1086	1085 -1 -2	1084	1055
礼状	下書	歌舞伎公演会の通知	近況報告	役員選考についての報告	夢式見舞状	呼狀
差出人	吉林寺	江原芳平	差出人	孫財其一	加賀美養仙死	差出人
差出人	吉林寺	江原芳平	差出人	孫財其一	加賀美養仙死	差出人
差出人	秀四郎	江原芳平	差出人	孫財其一	加賀美養仙死	差出人
差出人	女屋英仙死	江原芳平	差出人	孫財其一	加賀美養仙死	差出人
差出人	女屋又助死	江原芳平	差出人	孫財其一	加賀美養仙死	差出人
差出人	花川景庵	江原芳平	六月十日			
差出人	加賀美養仙死	江原芳平				

11	10	9
1226	1225	1201
往診依頼書状（口述）	種状	往診依頼書状
往診依頼状		
加賀美南領宛	森出人 青柳山郎善	森出人
	院（總藏寺等）	
差出人 女屋所氏		
加賀美南領手		

48	47	46	45	44	43		42	41	40	39	38	37	36	35	34	33
1214	1213	1207	1206	1204	1202		1200	1199	1196	1195	1194	1186	1185	1184	1183	1182
加賀美養仙古状 智異書状（病氣について）	智異書状（病氣について）	女房英仙質状断簡	女房英仙質状断簡	波川字左衛門質状	波川字左衛門質状		波川又次質状(系図その他)	波川又次質状(系図その他)	年未接扱状	年未接扱状	義仙質状	病状報告書状	病状報告書状	英仙書状(傳み状)	白鶴南名状	波川六郎次書状
加賀美養仙古状 智異書状（病氣について）	智異書状（病氣について）	女房英仙質状断簡	女房英仙質状断簡	波川字左衛門質状	波川字左衛門質状		波川又次質状(系図その他)	波川又次質状(系図その他)	年未接扱状	年未接扱状	義仙質状	病状報告書状	病状報告書状	英仙書状(傳み状)	白鶴南名状	波川六郎次書状
七藏他22名	七藏他22名	安武	佐藤	辻出人	波川某庵	正月二十四日	明治二十七年一月	明治二十八年一月	明治二十九年一月	明治三十一年一月	正月二十四日	加賀美助次宛	須田哲萬宛	加賀美長庵宛	加賀美養仙宛	波川六郎次宛
加賀美先生宛	加賀美先生宛	加賀美	加賀美	辻出人	波川某庵		加賀美	加賀美	加賀美	加賀美		加賀美	加賀美	加賀美	加賀美	波川六郎次宛
七藏他22名	七藏他22名	七藏	七藏	辻出人	波川某庵		七藏	七藏	七藏	七藏		七藏	七藏	七藏	七藏	波川六郎次宛

61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49
1073	1071	1070	1059	1053	1241	1240	1235	1231	1231	1229	1217	1216
(義姫・阿片子頂戴の事)	(御令息眼疾云々)	草澤・黒石忠四郎書状 (金種について)	古市藤造書状	塙原佐平書状 (初稿書状)	伊勢三日市太夫次郎書状 (神主祈とう報告)	伊セ・浦田太夫書状 (初稿書状)	浦田太夫良昌書状 (結婚合意状)	菅原書状 (結婚合意状)	菅原書状 (結婚合意状)	菅原書状 (結婚合意状)	加賀美義仙宛	加賀美大兄先生宛
加賀美美宛	加賀美美宛	加賀美美宛	加賀美美宛	加賀美美宛	加賀美助次郎宛	義仙宛	明治二十一年一月	大正期(?)	明治二十二年一月	大正期(?)	加賀美義仙宛	加賀美大兄先生宛

8	7	6	5	4	3	2	1
1155	1149	1147	1145	1140	1120	1112	1065
日光名勝強奪案内	水車普請入賈劄	葛馬經濟協会規約	高麗救助音樂幻燈會廣告	地方才覚金再出方取計覽	正月貿物覽	油屋常七社切狀	奉公人請狀
明治十四年 九月	嘉永 元年十二月	明治二十四年					明治六年 一月

	67	66	65	64	63		62
					1077		
1080	1079	1079	1078	-1	-2	1075	
(祖母は33回忌の法事の事)							
米野岩藏書状 (要れについて)							
吉市藤之進承友書状							
女昌美仙書状							
僧廟休書状							
義仙書状							
義仙書状							
加賀美南領宛							
加賀見義仙宛							
義君子昌宛							
加賀美大助宛							
近藤忠成宛							
南領宛							

9	8	7	6	5	4	3	2	1
九、動物類								
漢と兎行	七言絶句	龍を呼ぶ仙人	動脈一貫図	老人月を眺めるの図	山水老人	宋致之図	席之図	
高木五峯書	高林五峯書	梅雨図	春雨図	秋葉青	探勝圖	寄信圖	狩野玉栄在信圖	
華森天山	華森筆	華森筆	華森筆	華森筆	華森筆	華森筆	華森筆	

13	12	11	10	9
1233	1221	1218	1188	1159
上州自由苦楽部創立二付	詩稿(4編)	獻金預書	学校資産処分二付	長役場
			選水 元年十一月	
			美出人 高須小法 以下七名	調剤法
			加古美賀賛植究	医学研究図(ドクロを見る)

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
富岳の図	富岳の図	富岳の図	富岳の図	富岳の図	富岳の図	富岳の図	富岳の図	富岳の図	富岳の図	富岳の図
医学研究図(ドクロを見る)	帆舟三要									
神君御教訓	生々菴主									
梅洞竹園	間雲洞石庵主人の図									
七言絶句	ろばにまたがる旅人									
楓舟山水	楓舟山水	楓舟山水	楓舟山水	楓舟山水	楓舟山水	楓舟山水	楓舟山水	楓舟山水	楓舟山水	楓舟山水
	癸未歲春日									
		臺山画	吟香畫	守貞畫						

二、妙安寺総合調査報告(四)

(表紙)

一谷山記録

摘要

- 一酒井雅楽頭殿前病△播州姫路△所替之事
一酒井家△寺領願之事
一酒井家△願い寺領改金子被賜△事
一松平大和守殿△寺領願△得今聞済無之事
一御本山△寺相続建成付願△事
一成惠院家右願置△題△付上京△事
一成惠院家定衆被△仰付△事
一同役儀△付別助音御免御健役△仰付△事
一同役儀△付巡讀△御免△事
一同役儀△付色法服△御免△事
一同役被△仰付△趣前橋御領△御本山△御届△事
一役義△付紫紐兜字製裝△御免△事
一法衣小袖頂戒事
一家内京都△引取度願并右△付金子拝併△事
一前橋御領主△家内上京并御闕所手形願△事
一前橋當院悉類燒△事
一成心院家金入輪袈裟△御免△事
一六藤家紋△御免△事
一先代十三幅法名△御染筆被成下△事
一成忠院家色法服△御免△事
一上野國船頭被△仰付△事

一林光院御往生并御往生△付金子被下△事

一林光院拾骨△須弥櫛取并法名御染筆被成下△事

一竹代丸尾庄無量寿寺△卷子△遺并此節銀子拝併△事

一無量寿寺兵部卿内陣難目年數未滿△御免△事

一御戸△御仏△大仏供△巡讀△勸行△調戸△伝授記

一葬礼之儀△付御持書写

一寔延二〇日年載號冬

從如上人蒙命成惠院家定衆中御

鑑役在京以来諸事△御免等記之

其外要用載之者也

宰相成惠院家

印

諸御免等其外密用共具△記之間△此記篇當院住職後仕之外△雖為夷子堅不可為見△成惠院主往古△延享四△年半迄之記を卷せとし△此冊を一とし△是より段々記也△尤永々退転無之様△為住職人可被記者也

寔延二〇日年

一正月十五日上野前橋御城下酒井雅楽頭殿△播州姫路△御所替△被蒙仰
前橋御領主△家内上京并御闕所手形願△事
一前橋當院悉類燒△事
一徒△成波申△家中一宗之面々門徒△成△且寺領廿石寄附在之△右之通△守相続△之所△、今度所替△付甚難識△致力も無之仕合△小間△何半如先規被召應△様△可相願旨△本多所左衛門△大野九左衛門△及示談△不得△今般△寺方△不被召應△召△問△縦令御願被成△相叶申△間敷袋△、然とも御示談之趣△承置△此義△表向御願△御無用之御儀△存△旨被中聞△付△左△ハ只今迄之通△寺領御寄附成△、

出、尤金子^{ホウキンス}金方役出測新兵衛、鳥居新九郎役相澤右之口上者文吉左之のことし

批寺徹川越令一供奉釋迦。只今迄守領被下關、除地等持御仕外、今度御所替に付。右兩様之御手當も相止。御家中且冊。放外事。至後難僕仕い、何卒寺御除地共。只今迄之通被下置ひ様手願い所。願之通被。仰付候。乍去以来寺領被下置ひ事外問。此度金式拾兩由下置被。又深地之義者被。仰送外聞。以来頃々間敷義決。仕間舖令由被仰渡奉良く。金式拾兩貢仕雖有奉存外。以上

八月十一日

本多所左衛門殿
天守九重衛門殿

妙安寺印

右之通相達無御座アシタツ、以上
右之通寺社奉行野田弥左衛門御役所延願差出小処アシタツ、御先代アシタツ達成御書
送も無之アシタツ。付、難相叶旨被申渡、仍アシタツ町役所支配被守之分申合、願書差
出文言左之アシタツ。

卷一百一十一

先達頗上承節之儀、御先代勅鑄成御書送也無御座承故、雖被任願
由被仰渡、御尤に奉存承得矣、自今守相就難仕、至極難儀仕承、何卒

金武拾兩也
右。今度被下置外間、請取申所如件
寶延二年五月
妙安寺印

出測新兵衛殿

幸蒙許
以上

寛延二年九月廿四日

寶延二年九月廿四日

奉願上札之事

拙守者元来 拙守寺號院小路三點在後頭。明早二斤御用地二斤御召上。板疊町へ被出候。同の江戸被出候。右御城内御用

寺社

橋林守印

橋
林
寺
印

右之通再願差出ハ得共、先達ハ被仰渡ハ通之謂ハ得共、幾度御願ハ被成
本願不叶旨申渡ハ、尤願書も戻ハ、ケ機申渡ハ上ハ、願差出ハ實驗ハ

無之儀ハ聞、寺領願一統、申合相止メ也

一先御領主御代ハ八年礼其外不寄何事、当寺を領分中惣首座ハ被申渡ハ

筆頭ハ被取扱ハ所、當御領ハ和朝伝來之宗旨訖ハ被取扱ハ、尤寺社奉

行直ハ取扱無之ハ、皆以手代取扱ハ也、當寺をも一統被取扱ハ、何卒先

御代ハ通り御取扱被ハ様。相願度旨、寺社奉行ハ内意取扱ハ得共、御

先代ハ御縁有之ハ付、左様ハ御取扱ハ相見ハ、御当家ハ御縁も

無之ハ得共、御願上被成ハ而後中々相叶ハ申間敷、宗旨訖ハ御家風ハ御取

扱被成ハ義ハ、御願ハ被申出ハ而後御取上ハ有之間敷と存旨、内意

被申聞ハ付、右之企相止メ不申出ハ也

一當御城主より境内除地ハ不願、如先歲之除地ハ被成被置ハ、尤是ハ先

御城工事被仰置ハ由也

一酒井雅楽頭殿播州鄉路ハ所替ハ付、拙寺ハ雅楽頭殿自先代

寺領寄附在之、家中旦那ハも少々御座ハ付、寺相続仕罷ハ在之處、右寺

領も相止メ、家中旦那ハも播州ハ不我引越、外ハ旦力無御座ハ故、寺

必至ハと相続難成仕合御座ハ条、○以ハ御慈悲ハ寺御取立旨ハ被思

召ハ被召ハ在京被ハ仰付、乍愚老身隨身ハ之、御用被ハ仰付被下ハ

雖ハ有可奉存ハ、罷登右御歎申上度奉存ハ所、上京之便ハ難成、乍愚

以御願書御歎申上ハ、去此上京之御入御内見ハ、御真影ハ依御

意指上ハ筋、自下聞安撫法印殿御意之御消息ハも御覽ハ得共、由緒

之義被思召上ハ御歎之段幾重ハ實御取成可被ハ付ハ、己上

上州前橋

三六月 日

妙安寺

成思印

右之通内願差出ハ所、十月五日之口付。大藏卿ハ内願之趣承知ハ付。

何分先御上京之方可然旨被申越、委細ハ森村宗榮ハ中來石之書状ハ同

月廿九日ハ相屈

右之通上京之方可然旨、下間氏ハ被申越ハ付、前橋寺社奉行所ハ今

般木山ハ御内用在之ハ付、罷登小様ハ被申付ハ聞、上京仕度旨相願、

尤印判ハ致持參ハ付、留主中寺中了覺守正雲寺右式ヶ寺ハ代判為仕

度旨、寺役所并宗門役所ハ相願、兩役所ハ願之通可申渡

一十一月十一日前橋発駕中仙道登、同廿三日京着

一同月廿四日早之御礼被ハ仰付、御堂出仕ハ勝手次第ハ被ハ仰出

一極月廿三日ハ以思召定衆被ハ仰付、則御堂日記ハ如左

一上州前橋妙安寺成忠以思召定衆被ハ仰付

一月番衆被申渡ハ称名寺道ハて出承之

一極月廿五日別助音ハ御免并御邊役被ハ仰付、則御堂御帳ハ左のこ

とし

一妙安寺役ハ付、別助音ハ御免并御邊役相兼可勤之由ハ被ハ仰付

一今日より初番之聞立奉上

寛延二年ハ歲

二月朔日巡讃ハ御免、則御堂御帳ハ左之ハことし

一妙安寺成忠役義ハ付、巡讃ハ御免、於上櫻問、月番下聞大藏卿ハ被申

列席承之

二月廿七日色法服ハ御免、於上櫻問、月番衆被申渡役義ハ付御願御免也

一前橋家内當時相続難成ハ付、京都ハ引取京住ハ爲仕、前橋守之儀ハ守家

共、留主居巾付、公用寺役共ハ爲勤中度旨願上ハ、文旨左之ハことし

乍恐以口書奉願

一去年酒井雅楽頭殿所書付、拙寺々領武將右御座付所、此寺領御

所相止申い、其上家中檀那皆攝州姫路へ引移申い、外櫻力無御

座、守相候難仕、甚難改仕い、依之被召登御教被下付様、御教申上

所、以御慈愛結構成御役被爲御付、兼有仕合奉存い、就夫

國元、老母一人妻子四人御座付、右中上付通之貧寺故、幕方無御座

雖說仕置有付、乍恐老母妻子京都為引越、京住為仕度奉願い、尤

前橋寺之義ハ寺中了覺寺正伝寺畠主居申付、公用寺役等為相勸申度

奉存い

一拙僧義當御役被、仰付付未聞も無御座、前橋領主松平喜八郎殿寺

社役人へ表向之届不仕付、内々先達宰相方付中達願い義、御座

付、就夫拙僧方付計相届付、如何御座付問、御家老中付右之趣城

土役人へ御書翰被差被下付様奉願い、以上

右之通宜様御取成被仰上可被下付、奉願い、以上

寛延二年一月
妙安寺

成惠印

御家老衆御中
右願之通被仰出付旨、三月上旬於上檀間、月番衆被申渡

一今般御役被仰付付小儀、前橋領主松平喜八郎殿へ御届被下付様、上

檀間へ願付付、用御家老中付前橋寺社役人へ書状參、此方為心得と

て写被相戒、文言左のことし

一筆致啓達付、然當方未派其御城下妙安寺儀、今般本山役儀被申付

各方送如斯御座付、愚惣謹言

坪坂土馬

直誠在判

二月十七日
飼田大膳

栗津大学

元及在判

下間大藏縣法橋

下間治部卿法橋
賴房在判

松平喜八郎様

寺社御役人衆中

右趣承知之返札寺社奉行野田亦左エ門が御家老中へ參、則上檀間へ差

出ス

一四月廿一日紫紐兜字製裝依役儀、御免、右於上檀間、月番衆被申渡付

也

一白衣不足付、御支立被下置、森村宗栄殊之外内々取持、日録左之通

一前編内引越願之通被仰出、就夫當時手前、道中路用之調達出来兼

付、金子押借相頼、文言左のことし

乍恐以口上書奉願

一羽二重煎葉絹

一加賀綿直襷

一白羽二重小袖

右五品被下置宅へ森村宗栄持參

一前編内引越願之通被仰出、就夫當時手前、道中路用之調達出来兼

付、金子押借相頼、文言左のことし

一先達前橋家内京都へ引移申度旨奉願付所、願之通被仰出、重々

難有奉存付、就夫登り道中入用之義、新發意等相方付書付差越申付

當時調達出来兼、甚致送儀付問、宰相方付差登セ申書付懸御目申付
何卒金子廿両押借仕度奉願上付、以御慈愛願之通被仰付被下置付
様、宣御取成被仰上可被下奉願付、以上

妙安寺

成忠印

被下付、雖有可奉存付、此段宜御取成被仰上可被下奉願付
以上
妙安寺新免意

寛延三年五月

御家老兼御中

右願之通五月十六日拌借被 仰付、於上禮問月番被申渡、金子^{セイ}同

十七日納戸中と相渡ル、尤在役中之御合力之内ニ連々と上納可申借状
納戸方へ差出ス

今度京都へ家内引越之義、并留主中守中之儀。留主居為勤申度義、且

関所女通手形之願、前橋寺社役所へ差出文書左之ことし

以口上書奉願付

一拙守儀不勝手。罷成、寺不相続仕付。付、本山へ願書差申ゆ所ニ、

旧冬被召登、依御攝恩在京後義被仰付付、因茲仰機。罷有ゆ母老人

妻子四人、近日京都引越之義奉願付、寺之義。留主中守中了寔寺

正伝寺向人。領ヶ、留主居為仕、公用寺役等為相勤申度奉願付、右

母妻子上京仕ひ節、中仙道罷登度奉存付、依之。御闇所女通御手形

奉願付。拙僕罷トリ御願可申上所、本山御用御座付。付、以新發

意等相奉願付、願之通被仰付被下付、難有可奉存付、今般本山

家老中も吉地相添申付、此段宜様。御取成被仰上可被下奉願付、以

上

板屋町

御奉行所

在京

妙安寺

成忠印

寛延二年三月廿一日

前橋寺社

御役所

以口上書奉願付

一今度老僧妙安寺以口上書奉願付通、在京仕付引越之義御願申上

付、就夫老僧願之通拙僧初不残八月朝日頭上京仕度奉願付、且中偏

道罷越申度奉存付、依之。御闇所女通御證文奉願付、願之通被仰付

寛延三年六月六日

右願差上付通相違無御座付

板屋町

名主利助印

成應印

宰相

御社方

御奉行所

一女二人萬福一挺あいこし

内老人老女髪切 妙安寺母

同老人 中刺 同寺妻

同老人小女ふり袖 同寺娘

右之通御座付、已上

妙安寺新免意

宰相印

右之通相違無御座付

名主利助印

寛延三年歲六月

寺社方

御奉行所

右願書二通并御家老中も之書翰、寺社役所へ差出、願之通被免横川福

嶋之闇所手形付。九月下旬寺社の渡ル、文言左之ことし

女三人内髪切老人、小女老人、乗物武衡 從上野国前橋京都立、福

船閣所無相違可被通付、松平人和守殿領分右前橋城下板屋町、一向

宗妙安寺母同妻同娘之由、大和守殿内裏村連水、門屋助右衛門、三

浦仲改付起斯付、以上

寛延三年九月五日

兵部印

内膳印

豊前印

近江印

越中印

福島 人改中

一横川閑所女手形石之内

五科闇所女手形ハ領内之事故、又入り女放棄、大和守殿家老が出寺

社役所の渡ル

一十月朔日朝前橋出立、主計所内事務所付文書類ハ相手付、別表五件付、美濃ノ村通書付、本山中也渡る。五科通書付、本山中也渡る。

信州松本勝甚兵衛方へ立寄月六日二番同十九日京着、道中上下十人

大通七日未到着となり、不明門通下珠数屋町上ル、玉麗甚右衛門前々之宿付

是へ着

中聞ひ

右之書状寺社役所へ正伝寺へ致持参付所相納ル、其後借用之儀不被

十一月

寺社奉行所

妙安寺 成吉書判

京都

妙安寺

由被仰聞い、此表ハ拙僧難任自分之了簡御事御座ル、被召登付在
京之中、前橋寺留主居寺役之義如何仕付哉と於本山被相手に上、寺
中之者指置急度相守ひ様、申付一段、及答付事相済申け、殊妙
安寺儀。住古る山緒格別之地跡、御座レ、他へ借ひ儀ニ難仕御座ル
拙僧在京中ハ寺家之若博士居、差置申け間、左様、彼思召可被下付
右之處御座詰条、御信用之儀ハ何分も御用捨奉願付、恐懼謹言

一前橋寺留主居、御本山へ又相頼、御領主へも頼、寺中了寛平正伝寺

兩寺へ申付、隔希ニ為相勤、太上聖經、丁寧ヘ日本語引申付、日本語、正伝寺當番、中リ付為取付所、正伝寺當番、中リ付也

一十月朔日前橋寺社役所、在京留主中寺御付中度貢、留主居正伝寺へ

被申付付付、拙僧、留主居之儀、ハハケ様之義有無之御返答申

上付旨答付所、左ハハ今日御出立之儀、ハハ泊り迄被參、宰相

へ申達、御返答承、被參小様、被申付付、正伝寺福野伝兵衛手代共

召通、玉村泊り迄參、右之段申付、此義、宰相不及了聞、問體登

り付付、其段妙安守へ申聞、京都より御返事可被致旨申造ス、仍舊家

内京着早々、森村宗榮へ及し談書状案紙相認、月番下間治部卿へ右之

訖相唱、案文入内見付所、寄書之趣被申聞付、付、其通、相直シ、則

十一月中寺社役所へ差遣ス、文言左のことく折紙、裏認

一筆數啓上付、追日及寒氣付共、各種愈御堅固、被成御勤事重奉存

付、然、御寺留本山役儀被申付在京、依之家内引越之節御關所御切

手御取被下、無滞上着仕奉奉付、且又拙寺留主中寺御借リ被成度

本堂御影堂兼

一御草 八拾四 内院上御付

中尊須弥壇 御開山須弥壇

内院西間三間 九字間武間 氏間半

御簾間飛舞間老闌半

御拂三間武間 內廊丸柱

外陳角柱 内三方椽妻間通リ

外棟前通り斗也一間 五尺

後堂十間

一披拂井茶所 丁番屋内方間通リ

一鐘樓堂 大間半 鐘寺組物

鐘樓落成式典時、無事
声も少く天降也

一中門 丸柱 上管組物也

丸柱

一物門 ドアノンナド

一大子堂 四方 物組物

御拂右間四尺也

一書院 六間

次上三間三間四方 床并達棚、袋棚タワットウロアリ絵間

一座鋪 床在之 絵間

一玄間 四方 絵間

次上三間三間四方 床并達棚、袋棚タワットウロアリ絵間

一座鋪 床在之 絵間

一對客室 二間半 絵間

次上三間半武間 床并達棚袋棚在リ 絵間

右驗之間分ハ大橋姫助隨應軒寢筆

同跡

奥二間四方 床并押入袋棚在リ

内仏間一間半 武間 押入在リ

居間武間四方 床并押入有リ

納戸間次間一間半

一勝手 六七間

物置同断

茶問四間三間 長脚炉裏アリ

伴僧御座 武間四方一ツニ仕切り在リ

上三女部屋 武間一間二ツニ仕切りアリ

合所三間半三間 下女部屋一間半四方

外ニ

男膳屋式間半武間 是ハ合所一階也

一間宅 四間

次上三間武間老間半

納戸間武間老間半

一土蔵 四方

一御堂 二間半

一臥室 之廊下

右之外木部屋武ケ所湯殿雪隠敷ケ所皆類焼

一月廿七日内々依御伺先格之通宰相成應金入輪袈裟着用

御免、於上

櫻間月番下間治部卿、栗津大学被申渡、尤四五日已前成應院家口上

上櫻間五御向申上置ひ也、

御礼御菴子料銀式両献上上櫻間ハ李相參上

三、五十五年度前橋市指定文化財

1 秋元氏墓地

一、所在地 前橋市總社町植野一五〇（元景寺墓地内）

二、管理者 元景寺（代表役員 大浦昭雄）

一、現状

元景寺墓地の南入口より、真正面に秋元景朝の墓、及びその室春、長

朝側室戌の墓がある。

景朝の墓は、むかって左側で、三つの墓域の中で最も高所、東西四・

六五m、南北四・五〇mの方形の墓域内に正面を東にむけ、そこに成名

「春光院殿氣山元景大居士」、南の面に没年月日「大正十五年十一月十

一日」が刻まれている。景朝の室春の墓は、三つの墓域の中央にあり、

景朝の墓より一段低く、東西六・八五m、南北六・一五mの墓域を持つ

ている。墓石の南面に成名「光嚴院殿心月等清大姑」、及び同面に没年

月日「大正八年七月十六日」が刻まれている。墓域内に大型の宝篋印塔

がある。長朝側室戌の墓は、むかって右側、景朝室春の墓域よりさらに

低い位置にある。東西二・六五m、南北二・六mの方形の墓域を持つ

いる。墓は他の二基に比して小形であり、南向きの正面には、成名「心

窓敷華月方水大姫」、及び没年月日「寛永七年四月二日」が刻まれて

いる。西面には長朝の側室で、泰朝の母という内容が刻まれている。また、この墓域前には、六角燈籠がある。

一、概要及び性格

秋元氏は上總國秋元之庄に居住したことから秋元氏を名乗り、初め上

杉氏（憲政）、次に北条氏、さらに徳川氏に仕えた。系団によれば京朝

の代に總社に所領があり、景朝が没したのは、武藏國深谷であるが、上

野園勝山の前の荒野に埋葬されたということである。後にこの地に一寺が建立されたが、これが現在の元景寺となっている。なおこれら三基の秋元氏関係の墓は、元録から正統の間で建てられたものと推定される。

二、指定の理由
秋元氏は、江戸時代の總社地域の發展の基礎を築き、その行跡は多大である。また当地域の歴史を研究する上で欠くべからざるもので、史跡として指定するにあたるする。

2、秋元氏歴代の墓

一、所在地 前橋市總社町總社一六〇六（宝塔山古墳々頂）

二、管理者 光嚴寺（代表役員 田中耕順）

一、現状

光嚴寺東方の宝塔山古墳々頂上にあって、南北二・一・四m、東西一〇

・八mの方形の墓域を形成する。入口付近には、石製木盤が左右に各

基あり、墓域内には、入口より正面にほぼ同形の墓四基、その左右に各

二基、四基の後にはほぼ同形の墓一基とやや小型の墓三基が並んでいる。

その他石燈籠が十・一基、墓域内に存在している。

各墓石正面（東面）には、成名が、裏面（西面）には没年月日が刻ま

れており、これを秋元氏系団に合わせてみると、總社城の築城を行つた

長朝から、明治十六年に没した礼朝まで各々対比することができる。系

団によれば、長朝の子泰朝、その子富朝、忠朝は没した後、宝永一年三

月二十九日に、当墓地に改葬した事が明らかである。成名と没年月日は

次のとおりである。

長朝 寛永五年八月二十九日 年八十三 江月院殿巨岳元譽大居士

朝室久 天正十四年四月九日 林昌院殿桃安清見大姫

泰朝 寛永十九年十月二十三日 年六十三 昭尊院殿道哲泰安大居士

常朝	明暦三年六月	十七日	年四十八	清嚴院殿雲山元日大居士
忠朝	慶安三年九月	二十八日	年三十三	英良院殿義盛元心大居士
喬知	正徳四年八月	十四日	年六十六	濟川院殿義舟喬知大居士
喬房	元文三年九月	五日	年五十六	泰元院殿智山義勇大居士
喬求	延享元年二月	二十六日	年二十九	誠心院殿義由賀大居士
凌朝	安永四年五月	二十四日	年五十九	化城院殿休弘涼朝大居士
求朝	文化七年七月	九日	年七十三	大陸院殿慈覚水朝大居士
久朝	弘化四年十月	十九日	年五十六	亨德院殿哲明久朝大居士
志朝	明治九年七月二十六日	年五十七	年三十六	年三十六
礼朝	明治十六年六月十三日			

一、概要および性格

景朝の子長朝の代に、慶長六年（一六〇一）に家康により總社六千石を与えられ、後一万石、一万五千石へと増加され、その子泰朝と共に三十年間、中嶋谷村に転封されるまでこの地を領した。この間、總社城の築城、城下町の形成、天狗岩用水の開き、新田開発等、江戸時代の總社地域発展の基礎を築いた。その行績は多大である。中嶋谷村は、長朝より五代目の喬知の時、元和から宝永年中（一六一五から一七一一）に寺社奉行、若年寄、老中に列したが、田沼意次に忌避され出羽国山形に左遷、十一代忠朝の代、弘化三年（一八四五）に館林六万石に転ぜられ、その養子礼朝の代に明治維新になった。

なお、長朝は、元景守を、その父母のために建立し、泰朝は、光嚴寺を建立し芳徳寺とした。ただし光嚴寺は、初め新規の建立が不可能であったため、總社神社の近傍の徳蔵寺を菩提所として光嚴寺と改め、慶長十一年（一六〇七）に總社町に移し、明治になってから両寺は分離し現在に至っているという。

一、指定の理由 前項「秋元氏墓地」に同じ。

3 今井神社古墳

一、所在地 前橋市今井町白山東八一八
一、現状 今井神社（氏子代表 沼田邦雄）

本古墳は、荒砥川の左岸すなわち低台地の西端に位置する前方後円墳で、旧利根川の低地帯に面している。昭和十年の段階では、本古墳の周圍には、十五基の古墳が確認され旧荒砥地区にあった大古墳群の西端にあたる。

墳頂には、今井神社の社殿がたち、墳頂部の原形はそこなわれているが、墳丘全体としては、良く保存されている。また主体部に使用されたと推定される石積が、神社を建てる際に剥出されており、後円部墳頂及び墳丘上に残存している。

墳丘周囲には、周塙が確認されているが（昭和五十五年十一月調査）この部分については、土地改良事業によって、道路がとりつけられた。
一、概要および性格

本古墳は、前方後円墳で、その規模は次のとおりである。

前方部幅	五〇m
後円部径	四四m
周塙幅	九m
前方部北	九・六m

前方部南	九m
周塙幅	九m
前方部北	九・六m
くびれ部分東	一八・四m
くびれ部分西	一一・二m
全长	約九〇m
前方部面積	約八二m ²

主体部は掘り出されているが、前記のように、それに使用した石棺（凝灰岩）が残っている。これは、組合せ式石棺とみられ、堅穴系の主体部を持つ古墳と考えられる。石棺の内側には、赤色顔料を塗った痕跡が認められる。副葬品は不明である。

本古墳の構築時期を推定すると、主体部が「組合せ式石棺」をもつ堅穴式であること、かなり大形の円筒埴輪を配列したとみられることから、五世紀代の構築と思われる。いずれにしても、城南地区における古墳群中、古い時期に属する。

一、指定の理由

- (1) 主体部は掘り出されているが、墳丘全体として良く保存されている。
- (2) 主体部の詳細、副葬品等については、不明であるが、出土している柏等により「組合せ式石棺」を使用した堅穴式の古墳で、その構築は五世紀代と推定される。
- (3) 「組合せ式石棺」を使用した主体部は、前橋市では他に見られない等、本古墳は、当地域を研究する上で、貴重な資料であり、また、学術的に価値があると思われる。

四、昭和五十六年度埋蔵文化財発掘調査概報

1 富田遺跡群（土地改良事業に伴う事前発掘調査）

一、所在地 前橋市富田町字細田二・八四二

六反田三四九 他九筆

東原七七五ノ一

一、調査年月日 昭和五十六年四月十七日～六月一日

三、発掘調査の概要

(一) 調査面積 約四五〇〇m² (A・B・C・D・Eの五地区合計)

(二) 遺構遺物の数量

イ、遺構数 古墳六 坚穴式住居跡六 (古墳一 奈良一 平安四)

女墳遺構一か所 その他 (満七道 ピット三)

ロ、遺物量 古墳にかかるもの 墓輪 バン箱二六箱

住居にかかるもの 土器・石器 バン箱四箱

四、遺構・遺物の概要

イ、古墳は、CD区に三基(一・二・六号墳) E区に三基(三・四

・五号墳) 発見された。共に円墳で、六号墳をのぞき、墳丘はローム面まで削平され、主体部は詳細不明で周囲を主とする調査となつた。遺物は、一号墳で、甕、杯及び鐵器破片、二号墳で甕、一・四・五号墳では

埴輪が、いずれも周囲内から出土した。六号墳は主体部が、削平な河原石で組まれ最大長・七五cm、最大巾四五cmの堅穴であり、遺物は出土しなかつた。

ロ、住居跡はB区から古墳後期一、奈良期一、C区から二、D・E区からそれぞれ一の平安期の堅穴住居が発見されたが、いずれも耕作など後の後世の擾乱と調査区域の関係から、はつきりした遺構像はつかめなかつた。

ハ、女墳遺構は、道路施工にあたる部分を南北にトレンチ調査をしたところ、現地形での段差より南へ一四m地点から北側の掘り込み(底までの比高一・五m) そこからさらに南二五mの地点で南の掘り込みが確認でき、浅間Bの灰の純層堆積後、時を置いて開削されていること、及び掘の底は現在、トレンチ東一五〇mの地点をトレンチにはほぼ平行して南流している荒庭川の二ツ岳鉄石陥落以前の河川敷と考えられる河原石であることが認められた。

2 西大室遺跡群（土地改良に伴う事前発掘調査）

洪武通賈一枚

(2) 遺構・遺物の概要

一、所在地 前橋市西大室町字乾谷一八七一

吉原四五四ノ一 北山一九一八ノ六 他一九九等

二、調査年月日 昭和五十六年六月二十五日～五十七年一月九日

三、発掘調査の概要

(1) 調査面積 約七・五ha (A・B・C・D・E・F・Gの七地区)

(2) 遺構遺物の数量
イ、遺構数 古墳一(ただし一基は道路施工部分にかかる周囲の一
部)

堅穴住居跡 一八一軒

弥生式土器を伴う住居 一八軒

古墳時代(鬼高Ⅱ・鬼高Ⅲ) 一二〇八軒

奈良時代(園分の早い時期) 六軒

平安時代(園分最盛期) 一二四軒

不明 五軒

周溝墓 八基、中世墓塚 四基、城跡 一、

溝二・木、ビット 一五

ロ、遺物量 古墳にかかわるもの

塙輪片、バン箱一箱

堅穴住居にかかわるもの 上器・石製品、鉄鋸、フイ
ゴ、破片 バン第一九〇箱

周溝墓にかかわるもの 土器・バン箱、一箱

中世墓塚にかかわるもの 板碑断片二、五輪塔二基分

洪武通賈一枚、元豐通賈一枚、灰釉皿一、青磁破片

城跡にかかわるもの 内耳鍋断片、土師質皿一三枚、

イ、古墳 上毛古墳群観音坂村第64号墳については、南側一か所のみのトレンチ調査であるため、周囲の一部を検出したに止まり、僅約三六mの円墳が想定できた。同第62号墳については、墳丘が北東部4半分のみ残り、一つ岳石を含む黒色土層の上に構築されていること、また周囲から、直徑が55m前後の円墳であることが確認できた。なお主体部は、完全に被覆され、石室に使用されたと思われる大振りの石が一石残っていた。

ロ、住居 乾谷沼北斜面(C区)からは、弥生式土器でも赤井戸系の影響が強く梅糸の土器は客体的存在と思われる住居二三軒が検出された。石田川系の影響もうけており、各々の住居間に、多少の年代の違いはあるが浅間C軒石降下以降4世紀後半とされる。乾谷沼東丘陵南北半分(D・G区)は、弥生式土器でも梅糸の捺書き文がC区より多く赤井戸系は少ない。石田川系の土器も混じる。C区の住居より古いもの二軒、ほぼ同年代かやや新しい住居二三軒が検出された。

古墳時代の住居は、D区全体に分布するが東南部にやや少ないと、的には、鬼高Ⅱ・鬼高Ⅲで、鬼高Ⅳでも鬼高Ⅲに近い部分を占めている。六世紀後半以降7世紀代が中心と思われる。

奈良時代の住居は、D区を除いて丘陵東斜面に検出されている。園分の中でも最も早い時期のもので奈良時代の後半と思われる。

平安時代の住居は、前期の五軒にひき続き園分最盛期で五軒を除き、東斜面に集中して検出された。下限は、土師器だけに限定され、上金が出現する一世紀以降と思われる。

ハ、周溝墓は、乾谷沼東丘陵南斜面(F区)に方形が四基(波りはない)同丘陵南斜面上部附近(D区)に方形が一基、円形が二基、円形に類するものが一基(四基とも波りあり)検出された。いずれも土体部

は削平されていて、二基を除き周溝内から壺、小型甕、等出土し赤生式土器の様相を持つ土師器である。

ニ、中世墓域 乾谷沼東丘陵（D区）南斜面の比較的の緩部に集中し、一号墓域は隅丸方形で上層から五輪塔の一部、床面から灰釉の皿、磁石、床面から三〇cmから頸骨出土。二号墓域は方形、出土品なし。三号墳も板碑断片、元景通宝一枚出土。四号墓域は隅丸方形で洪武通寶出土。

ホ、城跡 乾谷沼の谷東丘陵末端に位置する大室元城跡は、調査の結果、南半分は、外周径は九五m、内周径は六〇mの二重の堀。北半分は、南の外周と西側では連続し北西隅で内齊、北東隅でほとんど直角に内側にまわり込み、南半分の内側より内側に位置して終る。外周南北径は九七m。

ヘ、溝 C区に一本、乾谷沼の谷東丘陵南斜面（G区）に一本、F区に一本、D区に一七本の溝が検出されたがいずれも住居を切っているので平安後期以降であり、D区南東部では溝を埋めた土の上にさらに墓壙を掘ったものと思われる土が載っていたことから墓域が作られた時より古いと考えられる。

ト、ビット C区の一は直径一・三m、深さ一・三mの井戸状で底部から弥生式と思われる甕底部が出土。G区南隅では一間、二間に組める掘立柱跡八個が検出された他は、性格がつかめなかつた。

3 西大室遺跡群 —梅ノ木地区—

（土地改良事業に伴う事前発掘調査）

一、所在地 前橋市西大室町字梅ノ木二五四四番地以下十七筆
一、調査年月日 昭和五十六年十月一日～十一月三十日
三、発掘調査の概要

本遺跡地は桂川右岸の舌状台地級辺部に位置し、桂川の氾濫による影響を多分にうけている。そのため、A区ではしっかりした洪積層（ローム層）の堆積が見られるものの、B区では冲積層が認められ、C・D区では洪積層が流されて、水性堆積による砂礫層が厚く堆積している。

本遺跡調査は、西大室土地改良の一環として、梅ノ木地区道水路部分、約二千五百mを発掘調査したものである。

その結果、古墳時代ならびに平安時代の堅穴住居等三十五遺構が検出された。

(1) 漢構・遺物の数量

イ、造構数

古墳時代 堅穴住居跡 二七

平安時代 窓穴住居跡 三 井戸状ビット 一

中世 井戸状ビット 一

(2) 遺構・遺物の概要

イ、縄文時代 表面採集及び古墳時代住居跡覆土から、縄文式土器破片（前期・中期）と甕の須石・石斧等が出土、遺構は検出されなかつた。

ロ、古墳時代・住居は石田川期四軒、うち一軒は五〇m²を超える大きさ。

平安時代 土器（土師器・須恵器）円筒埴輪等 バン箱 一

中世 宋錢六枚（皇宋通宝・嘉祐元宝・治平元宝・熙寧元宝・元祐通宝・元祐通宝）

軒と共に洪積層及び冲積層に立地している。東高一・八軒は、大部分が桂川による水性堆積の砂礫層の中に形成されている。

ハ、平安時代 住居は三軒で、うち一軒には切石の砂質凝灰岩の袖を持つ竈を有し、大中小三枚組の土師杯と須恵器が出土。他二軒は重複で、桂川直上の河岸段丘に掘り込まれ、高台堀、灯明風、羽金が出土。

譲の袖に円筒埴輪使用。

ニ、中世 井戸遺構に、皇宋通宝、嘉祐元宝、治平元宝、熙寧元宝、治平元寶、元豐通宝、元祐通宝出土。

4 二本松遺跡群(城南工業団地造成事業に伴う事前発掘調査)

一、所在地 前橋市飯上井町一二六四番地

二、調査年月日 昭和五十六年四月二三日(九月二三日)

三、発掘調査の概要

一本松遺跡は城南工業団地造成事業に先立ち、予定地内を東西に横断する女塼の一部と土築・須恵器の散布地の計一八・五〇〇m²に対して発掘調査を実施したものである。後者の散布地は、神沢川右岸の自然堤防状の微高地に所在し、南北約三〇〇m、東西約五〇mの範囲から、余良時代後半～平安時代前半の堅穴式住居跡を中心とした遺構を検出した。

(+) 遺構・遺物の数量
イ、遺構数 一二七

縫文時代 窓穴式住居跡二 ピット五

古墳時代 窓穴式住居跡六 石組遺構一(横穴式石室?)

奈良・平安時代 坚穴式住居跡八四 井戸跡一 ピット二一
溝状遺構六 挖立柱建物跡三

中世以降 女塼 ピット六 溝状遺構一

ロ、遺物量

縫文時代 土器・石器 バン第三

古墳時代 上器 バン第三

奈良・平安時代 土器(土師器・須恵器・灰釉陶器) 鉄製品等 バン第四四

(+) 遺構・遺物の概要

イ、縫文時代 一二二の堅穴住居は、いずれも円形で、加層利E期に属するものである。

ロ、古墳時代 石田川式土器を伴う堅穴住居跡六軒、うち一軒は火災住居で良好なセットの土器出土。

ハ、奈良・平安時代 国分寺の堅穴住居跡八四軒を検出。土器形式から見て三期に分けられ、さらに各時期四～一軒を一群として五群に分けられる。その一群内は、重複や接近が多くて三時期の変遷が見られる。従って一期期二～三軒が存在し、掘立柱建物跡や井戸は、これら小集団に付随しているものと見られる。遺物として、墨書き土器、刻書土器、刀装具(口金物)等がある。

ニ、女塼 道路施工部分幅約一〇mを発掘調査した。この地点では、塼の両側に十盛が良く残っていた。この十盛は浅間B軽石層の純層の上に載っていた。塼は、底部で幅一四m～一八m、その中央に更に幅三m、深さ一mの細い溝が通っていた。遺物は、塼底部付近から斧一個が出土した。

一、所在地 前橋市二之宮町字鶴谷一二七番地他十筆及び荒口町字

鶴谷四三二一一番地他一三筆

二、調査年月日 昭和五十六年四月十七日～昭和五十六年八月三十一日

三、発掘調査の概要

前橋都市計画事業による前橋総合運動公園の建設区域、二、三のうち、本年度は昨年度に引き続き、次の部分について第二次調査を実施した。なお、当地内における発掘調査は本年度をもって終了した。

自由広場予定地（西側丘陵地 約一五〇〇〇m²）

駐車場予定地（東側丘陵地 約八〇〇〇m²）

進入道路予定地の一部（女塙遺構 約三〇〇m²）

合計二三三〇〇m²。

その結果、西側丘陵地からは、古墳時代前期から奈良・平安時代に及ぶ堅穴住居跡が検出され、東側丘陵地からは、弥生時代中期から古墳時代、奈良・平安時代の住居跡、及び中世の古墓群、集石群が検出された。

(+) 遺構・遺物の数量

イ、遺構数

縄文時代 ピット一

弥生時代 堅穴住居跡一

古墳時代 堅穴住居跡九三

余良・平安時代 堅穴住居跡三四 ピット二 井戸二 溝二

中世 古墓群一 集石遺構四 女塙遺構一

口、遺物量

櫻文、弥生、古墳、奈良、平安時代 土器・土製品・鉄製品・

石製品 バン箱一四〇箱

(-) 遺構・遺物の概要

イ、縄文時代 表面採集では、東側丘陵地において、縄文時代早期（約七〇〇〇年前）と思われる失底土器の底部が発見されたが、遺構は検出されなかった。

ロ、弥生時代 弥生式土器を伴う住居跡、及びそれに類似する住居跡が東側丘陵地から検出された。

ハ、古墳時代 東西南丘陵地から九三軒の堅穴住居跡が検出された。土器の形態から、石田川期→和泉期→鬼高期と間断なく統いており、各時期の住居の規模や形の変化、火から窓への推移、生活用具の変化等を知る上で貴重な資料を得た。又、火災によって焼棄されたとみられる九六号住居跡からは、多量の炭化米の入った壺が出土した。この住居跡の検出によって、当時の食糧形態の一端や収穫された米の貯蔵形態、及び「住居内で使用された土器の種類や數等」を知ることが出来た。

ニ、奈良・平安時代 東西南丘陵地から三四軒の堅穴住居跡のはか、生活、生産に関係するピットや溝、井戸跡が検出された。特に堅穴住居跡は、第一次調査地の発掘区北部と同様、東南の微傾斜地に集中して造られた傾向がみられ、地形と居住との関係を考える上で、有益な資料を得ることが出来た。

ホ、中世期と推定される古墳が、板碑・古錢を伴って、東側丘陵地中央部から検出された。十四世紀代のものと推定され、南北朝期から室町初期にかけての荒砥地区における信仰形態を考える上での貴重な資料になると思われる。

ヘ、女塙については、道路施工上の制約等により、トレンチ調査を実施したが、現在の北側の畔が女塙の北の立ち上がりには対応するここと、及びB軽石の純層（紫灰）の堆積後、時をおいて開削されていることが確認出来た。

6 檜坐遺跡群

一、所在地 前橋市上泉町字檜坐 五代町字檜坐
一、調査年月日 昭和五十六年十月二十一日～昭和五十六年十二月四日

三、発掘調査の概要

本遺跡は佐田建設株式会社のグランド建設予定地である。昭和五十六年十月初旬、試掘調査をしたところ堅穴住居跡が確認され発掘調査に及んだ。発掘面積は約八〇〇坪である。

(1) 遺構・遺物の数量

イ、遺構数 坚穴住居跡 七六
獨立柱建物跡 一
ビット 二

ロ、遺物量 コンテナバット 七〇〇箱分

(2) 遺構・遺物の概要

イ、遺構

都合七六の堅穴住居跡を大きく時期別にみると、鬼高二期、一、真間期「三、国分期三七、不明五」となる。本遺跡の地形は、赤城南麓の傾斜地で、巨視的には南に傾くものの、微視的には、北半分が南東に、南半分がむしろ南西に傾くといえる。この傾斜する面に七六の住居跡が展開されていたわけであるが、各時期を通じて斜面北側に住居跡の集中する様相がみられた。しかし、真間、国分期と時期が下るに伴い住居跡の配し方が拡散してくる。では、それぞれの時期の住居跡からみられた特徴を記してみたい。

鬼高二期では、一号住居跡の五、一×七、四(?)を最大として、規模の大きいことが挙げられる。竪のつくり方も丁寧で、二号住居跡のように左右の袖部に三個ずつ長窓を使用している例もある。竪は壁内に大きく突き出すことも特徴といえよう。床は貼床のものが多く、柱穴も四個確認されるものが目立った。

真間期では、その規模は少々小さくなる。しかし、ロームの振り込みがたいへん深いのが特徴といえよう。また、竪も壁内からやや外へと

移行する傾向が察えた。

国分期では、規模が小さくなり五九の住居跡に至っては二、四×二、九(?)を計測した次第である。掘り込みも浅く、竪も壁外に築かれるものが目についた。

ロ、遺物
東高二期では、一住居跡から多くの出土遺物をみ種類も甕・壺・瓶・鉢と多彩。時期的には鬼高でも新しい方に入るようである。壺は体部に段(縫)が明顯なものと、不明瞭なものが混在している。甕は、单孔式と多孔式のものが確認された。

真間期では、壺・長甕が大部分を占めた。長甕からは、口縁部が水平に開き、口径の大なる特徴が窺えた。六二号住居跡からは西壁近くより奈良三彩小壺がほぼ完形で出土している。肩部を強く張り、直線的に底部に行く姿は見る者にすっきりした印象を与える。緑・黄・褐色の發色も非常によく千年もの長い間、地中に眠っていたのが嘘のようにも思えるほどである。胎土は卵殻色で砂粒をほとんど含まないほど精選されている。成形はロタロ水挽き、右回転である。この六二号住居跡からは、鉄製の匙状のものが二個出土している。一は竪内から五つかり、柄らしきものも付いていた。他は三彩小壺の近くから検出されている。

国分期のものは、完形での出土例が比較的少なかった。種類では壺と甕・灰釉皿が挙げられる。とくに灰釉皿からは折戸五三号窯式が発見された。四七号住居跡からは、鉄製鍬二丁と砾石が検出され、鐵器の普及が思われる。

以上のような成果を得て終了した発掘調査ではあるが、三彩小壺をめぐっての新たな問題を投げかけた檜塗遺跡発掘調査ともいえる。

7 金冠塚古墳（環境整備事業にともなう発掘調査）

一、所在地

前橋市山王町一丁目十三番地の三

二、調査年月日

昭和五十六年九月二十五日～十一月十一日

三、発掘調査の概要

前橋台地東端を南流する広瀬川は旧利根川流域と言われ、文京町より朝食、広瀬、山王町にかかる右岸は、県内でも有数の古墳分布地帯で、

『上毛古墳綜観』に記載されたものでも一四四基を数える。しかし近年の開発の波により、多くの古墳が未調査のまま平夷され、残された古墳の保存と整備が急務となってきた。本墳も残された數少ない古墳の一つであるが、墳丘上段は削平され、多くの墓石が散乱し、損壊が著しい状態であった。そこで、今回の調査を実施し、墳丘の整備保存をはかることにした。以下調査の概略を述べる。

墳丘は、一つは軽石を含む黒色土層上に構築され、一段築成で、上段部は根石を残して削平されていた。基段部墓石は根石に、長径二〇～四五cmの河原石を使用、その上に長径二〇cm程の扁平な河原石を小口積みにしている。特にくびれ部については、他の根石より大きな石を用いている。トレンチで確認した計測値は次のとおりである。

（一） 墳丘上軸
五一・二五m
（二） 墳丘下段
三三・三〇m
（三） 墳丘下段
後円部径
三三・三〇m
（四） 墳丘下段
くびれ部幅
四二m
（五） 墳丘下段
くびれ部幅
二四・九〇m

周囲は、限られた調査区のため、全容はつかめなかつたが、墳丘基部の根石より二・三・四mにわたるテラス状平坦面があり、その外側に検出された。

石室は、旧地表面より〇・四m・六m盛土をした上に、人頭大の石

を敷きつめ、その上に壁を併んでいる。角閃石安山岩を五面に削り、切

継を多用している。残っている部分についての計測値は、奥壁幅一・四

二m、左壁長二・六四m、左袖〇・三二mとなる。裏込めの外周はていねいに石積みされ、二・六mの厚さで馬蹄形のプランを呈する。

遺物は、鉄製挂軸、鐵鏡、紋具、半珠形飾金具等の断片を検出し、墳輪は多く、墳丘基部根石近くに破片の状態で出土。周囲にかかるテラス状平坦地から円筒埴輪がプライマリーな形で出土した。形象埴輪は駕、馬、人、桶、大刀等が墳丘から転落した状態で出土した。

8 山王庵寺跡第七次調査

一、所在地

前橋市總社町總社昌乗寺廻り地内

二、調査年月日

昭和五十六年十月一日～十一月十四日

三、発掘場所

前橋市總社町總社一四〇八番他八筆

四、発掘調査の概要

（一） 遺構・遺物の数量

イ、遺構数

塔跡（北および西側の一部）

一

掘立柱柱穴跡

二

祭祀住居跡（古墳時代後期）

五

四

ビット

ロ、遺物量

瓦を主体として

パン箱約五〇箱分

（二） 遺構の概要

本年度の発掘調査地点は大きく三地区に別れる。一は塔心礎を中心とした日枝神社境内であり、二は第六次調査で検出された金堂跡の西および南側であり、三は推定寺域内の南東隅部である。それぞれ、塔跡の規模を確認すること、金堂跡の西根を確認し、同時に廻廊等の施設を確認

すること、および綠釉水瓶を併出した遺構等を確認することを目的としたものであった。そのため、これらの目的に沿って、約一〇〇〇平方㍍の畠地および境内地を選定し、発掘調査を行つた。

塔跡は、基段が塔心礎から北へ七㍍、西へ七㍍の範囲に伸びることが判明、従つて東西一四㍍、南北一四㍍の規模を持つことが推定される。特に、塔心礎付近では、「版築」が一四層にわたつて施されていることが確認できた。また、塔基壇北限からさらに北に向かつて白色粘土が一〇㌢程の厚さで敷設され、第六次調査で確認された西側白色粘土帯と連なり、この粘土帯の上に玉石が敷かれていたことが明らかになつた。また金堂の東西長が一五㍍以内にくることが判明した。

(3) 遺物の概要

塔跡を中心として夥しい量の瓦が出土した。新たな軒丸瓦の発見はなかったが、軒半丸については唐草文意匠をもつものが二種類発見され、新たな資料の追加となつた。また、文字瓦も十數片発見され、その中には「馬」「八伴」(?)「人井」など新知見のものが含まれていた。特に、「八伴」は國分寺で発見されている「八伴氏成」の文字瓦との関連を考える上で貴重な資料である。

轉　ま　と　め

本年度の第七次発掘調査によつて、塔跡の様相が明らかとなり、一辺十四㍍の一一部版築を施された正方形基壇の上に塔建築が建立されていたことが判明した。また、第六次調査結果と合わせて、金堂跡は東西長二十五㍍以内、南北長十七㍍以内にくることが判明した。

さらに、新たに発見された唐草文軒半丸、および「八伴」の文字瓦は国分寺との関係をより密接に考えさせるものであり、更なる検討を要するものである。

加々美家関係資料



医学研究園



動脈一覧圖



薬　研

昭和五十六年度

前橋市指定文化財



今井神社古墳



秋元氏墓地

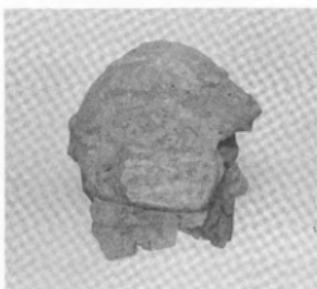


秋元氏歴代の墓

昭和56年度埋蔵文化財発掘調査



富田遺跡群東原11号墳



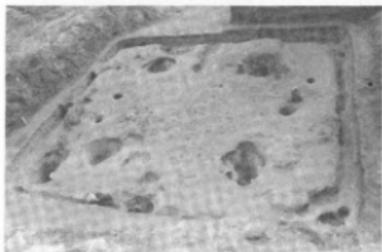
富田遺跡荒砥村351号墳出土埴輪頭部



西大室遺跡群D区



西大室遺跡群44号住居跡



西大室遺跡群梅の木地区20号住居跡



梅の木地区19号住居跡瓶セット



鶴谷遺跡群
96号住居跡(炭化米出土)



金冠塚後凹部





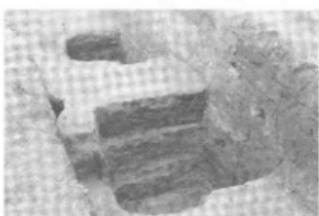
二本松遺跡群



山王庵寺塔跡基壇北辺



二本松遺跡群女塙遺構

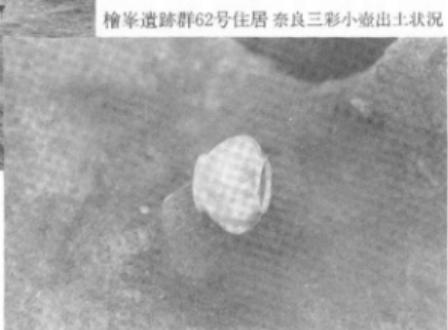


山王庵寺掘立柱柱穴



檜峯遺跡群遠景（北から）

檜峯遺跡群62号住居 奈良三彩小壺出土状況



前橋市文化財調査委員

(議長)

山田 武麿

中沢 右吾

丸山 知良

松島 栄治
梅沢 重昭

前橋市教育委員会

社会教育課文化財保護係

主 係 次 課
任 長 長 長

岸 中 木 前 福 松 福 片
田 澤 部 原 田 本 津 貝 高 四 部
治 充 日 照 紀 浩 憲 治
男 裕 出 雄 子 雄 一 盛 部

主 事
主 事 補

近 杉 入 田 江 布 松 鮎 唐
藤 浦 内 口 部 施 村 木 沢
昭 つ 島 正 和 和 親 普 保
一 子 や 美 美 彦 男 樹 一 之

昭和56年度

文化財調査報告書 第12集

印 刷 昭和57年3月25日

発 行 昭和57年3月30日

発行所 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市教育委員会事務局
社会教育課(電話24-1111内線4024)

印刷所 前橋市大手町三丁目6-11
有限会社原田印刷所
電話31-2665番